

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定のに基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公示する

令和八年七月二十七日

中国四国厚生局長

竹林 経治

							松江しげ整形外科	名 称
						いろどり在宅クリニック		
							松江市東出雲町揖屋七九九番地一	所 在 地
						松江市黒田町三五〇―三六		
						令和八年八月一日	令和八年八月一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定のに基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公示する

令和八年七月二十七日

中国四国厚生局長

竹林經治

							こまめクリニック	名 称
							大田市大田町大田口八一四―三	所 在 地
							令和 八年 六月二十六日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定のに基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公示する

令和八年七月二十七日

中国四国厚生局長

竹林經治

								わかくさ歯科	名 称
								松江市東津田町二一八六一二	所 在 地
								令和 八年 八月 一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定のに基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公示する

令和八年七月二十七日

中国四国厚生局長

竹林 経治

							なつめ薬局	名
								称
							出雲市中野美保南一丁目四番地一 なつめ 薬局	所 在 地
							令和 八年 七月 一日	指 定 年 月 日